東郷中学校区学校運営協議会について

平成 28 年度から東郷中学校に学校運営協議会が設置されています。法に基づく学校運営協議会を設置している学校のことをコミュニティ・スクールといい，教育委員会から任命された学校運営協議会委員が一定の権限をもって学校運営に参画します。平成 29 年度からは東郷小学校を含めて，東郷中学校区学校運営協議会を設立します

１　学校運営協議会の主な役割

○　校長が作成する学校運営の基本方針を承認します。
○　学校運営について教育委員会又は校長に意見を述べられます。
○　教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べられます。

（以上３項目：法的根拠に基づく）

※　併せて，小中一貫教育を行っている東郷中学校の校区内各学校の教育活動について評価を行います。

目指す生徒像や学校教育目標を共有し，当事者意識をもって連携・協働しながら地域ぐるみで将来のふるさとを担う人材を育てていくための中核となる組織です。

２　学校運営協議会の構成，委員数等

○　委員数は２０人を予定しており，校区内のコミュニティ協議会長，校区内各地区の保護者代表，学識経験者，行政機関代表，校長，担当教職員から構成されます。
○　委員は地方公務員法上の特別職の地方公務員として位置づけられます。
※　薩摩川内市教育委員会が任命し，任期は当該年度の年度末まで。（再任可）

３　東郷中学校区学校運営協議会の特色

協議会内の３つの専門部会を設置し，地域ぐるみでの教育活動を推進します。委員は必ずいずれかの部会に所属し，部会は必要に応じて開催します。

○　学習支援部会・・・授業や学校行事等での支援活動等について協議，推進
○　環境整備部会・・・学校や通学路等の環境整備について協議，推進
○　地域連携部会・・・地域と連携・協働した活動等について協議，推進

４　東郷中学校区学校運営協議会の開催日程（平成 29 年度予定）

回	時　期	内　　容（予定）
第１回	５月中下旬	委嘱状交付，平成 29 年度学校運営に関する基本的な方針の承認
第２回	６月下旬	東郷学園義務教育学校の教育目標及び校訓，学校運営等について
第３回	11 月下旬	東郷学園義務教育学校の教育目標及び校訓，学校運営等について
第４回	１月下旬	東郷学園義務教育学校の教育課程及び学校行事，学校運営等について
第５回	３月上旬	年度の総括，平成 30 年度学校運営に関する基本的な方針の仮承認

※　第１回，第３回，第４回は学校関係者評価委員会も併せて開催します。
※　３つの専門部会は必要に応じて開催します。